

所得税及び復興特別所得税の確定申告・町県民税申告」のお知らせ

申告の受付期間は、 2月16日（金）～3月15日（木）

申告相談会場及び受付対象地区は、22ページのとおりです。

申告書は、2月上旬頃郵送予定です。申告書が届かなくても必要な方は申告してください。

申告には、所得税及び復興特別所得税の確定申告（国税）と町県民税申告（地方税）がありますが、所得税及び復興特別所得税の確定申告をされますと、同日に「町県民税申告」がされたものとみなされます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な方

（税務署から確定申告書が届いた方は、その用紙をお使いください。）

- (1) 事業所得（営業・農業）や不動産所得（地代・家賃等）があった方
- (2) 給与所得者のうち、たとえば、次のような方が該当します。
 - ① お勤め先で年末調整を受けていない方
 - ② 2か所以上から給与を受けている方
- (3) 土地、建物、株などの売却による譲渡所得のあった方（但し、上場株式の譲渡所得で、特定口座の取引で源泉徴収されている場合は、申告しなくても差し支えありません。）
- (4) (3)に該当する方及び青色申告の方、住宅借入金等特別控除の方は、役場等で申告をお受けできない場合がございますので、税務署（会場：大垣市民会館）への直接申告をお願いいたします。
- (5) 上記以外の方でも医療費控除、寄附金控除または雑損控除など各種控除を受けたい場合や、雑所得や一時所得など各種所得の合計額から所得控除を差し引いて残額のある方などは、確定申告をする必要があります。

町県民税申告が必要な方

平成30年1月1日現在、揖斐川町内に住所のある方で、次の①～③のすべてに当てはまる方

- ① 所得税及び復興特別所得税の確定申告をされない方
- ② 給与所得のあった方で勤務先から役場へ「給与支払報告書」の提出のない方
※提出の有無は勤務先にご確認ください。
- ③ 営業、地代、家賃、配当、農業、年金などの所得があった方
注) 平成29年中に所得がなかった方でも、申告が必要な場合があります。（生活状況等を記入して申告していただくこととなります。）
 - ・ 国民健康保険に加入している方（国民健康保険税の計算に必要となります。）
 - ・ 所得に関する証明書が必要な方（国民年金保険料免除申請、福祉医療、児童扶養手当などの公的扶助、町営住宅、保育所入所、教育等に関する申請に必要となる場合があります。）

年金受給者の確定申告不要制度

平成23年度の税制改正により、次の①・②のどちらにも当てはまる方は確定申告が不要になりました。

- ① 公的年金等の収入金額が400万円以下の方（複数から受給されている場合は、その合計額です。）
 - ② 当該年金以外の他の所得の金額が20万円以下の方
注) 所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要となります。
- ※確定申告書の提出を要しない場合であっても、公的年金等に係る雑所得以外に所得のある方や控除内容に変更または追加のある方などは、町県民税の申告が必要になる場合があります。

申告に必要なもの

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告書（お知らせはがき、通知書などを含む。）または町県民税の申告書（税務署または役場から送付された方のみ）
- 印鑑（朱肉を使うもの） ● 給与所得者は、源泉徴収票の原本 ● 公的年金等受給者は、源泉徴収票の原本
- 営業・農業などの事業所得者は、収支内訳書（帳簿等収入・支出の明細がわかるもの）
※営業所得や農業所得などのある方で、収入・支出の整理がされていない場合、受付に時間がかかり、会場が大変混雑することとなりますので、お断りすることがございます。必ず収入・支出を整理しておいてください。
- 所得控除を受けるために必要な証明書、領収書など（平成29年1月から12月分のもの）
 - ・ 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料の控除証明書
 - ・ 社会保険料、国民健康保険税、国民年金保険料等の控除証明書または領収書
 - ・ 配偶者所得のわかるもの
 - ・ 障害者控除を受ける方は身体障害者手帳や療育手帳など
- 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書（平成29年1月から12月分のもの）
 - ・ セルフメディケーション税制の明細書には、健康への保持増進及び予防への取組を行ったことを明らかにする書類
 - ・ 医療費等のうち保険で補填される金額のわかるもの

セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行っている納税者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己または生計を一にする配偶者その他親族のために特定一般用医薬品等購入費（いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用）を支払った場合には、一定の金額の所得控除（医療費控除）を受けることができるものです。セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。この特例を受ける場合は、従来の医療費控除と併せて受けることはできません。

※平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となりました。ただし、平成31年分までの確定申告については、医療費等領収書の添付または提示によることもできます。（医療費等の領収書は診察を受けた方・医療機関ごとに整理し、合計額を計算しておいてください。）

平成29年分確定申告、平成30年度町・県民税申告の申告書や申請書等には、個人番号の記載及び本人確認書類の提示又は写し（コピー）の添付が必要です。

申告書や申請書等には申告をする方や扶養親族となる方などの個人番号の記載が、確定申告の際には申告をする方の「本人確認書類の写し（コピー）の添付」または町・県民税申告の際には申告をする方の「本人確認書類の提示または写し（コピー）の添付」が必要です。

<本人確認書類について>

個人番号カードのある方は、個人番号カードの表面と裏面を、個人番号カードのない方は、番号確認書類（①）と身元確認書類（②）を言います。

①番号確認書類・・・ご本人の個人番号（12桁）を確認できる書類（通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し など）

②身元確認書類・・・記載した個人番号の持ち主であることを確認できる書類（運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳 など）

e-Taxで送信される場合は、「本人確認書類の提示または写し」の提出は不要です。

譲渡所得（土地・建物・株式を売った場合など）・贈与税・消費税に関する申告については、大垣市民会館で申告を行ってください。（土・日を除く）

大垣税務署から確定申告会場のご案内

平成29年分所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告会場が、「大垣市民会館」で開設されます。

◆開設期間 2月16日（金）～3月15日（木） ※土・日曜日を除く

◆開設時間 9時～17時（受付終了時間：16時）

◆会場 大垣市民会館 3階 大会議室 大垣市新田町1-2（大垣市民プール南隣）

申告書の作成には時間を要しますので、会場の混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があります。

※上記開設期間中、大垣税務署には申告会場を設けておりません。

※会場では、職員のアドバイスの下、ご自身でパソコン画面を操作し申告書を作成していただく取組みを行っております。

※大垣市民会館への電話によるお問い合わせはご遠慮ください。

（注）確定申告会場では相続税のご相談は受け付けておりません。

【お問い合わせ】大垣税務署 TEL 0584-78-4101（自動音声案内に従ってご用件の番号を選択してください。）

住宅借入金等特別控除の確定申告説明会

※大垣税務署と西濃各市町との合同説明会です。

10年以上の住宅ローン等を利用して住宅（認定長期優良住宅を含む。）等を取得した方、住宅の増改築をした方又は住宅ローン等を利用せず認定長期優良住宅を取得した方（平成29年中に入居した方）はご来場ください。

◆開催日 平成30年2月14日（水） ◆受付時間 9時15分～12時（11時30分受付終了）

◆会場 大垣市民会館（大垣市新田町1-2） 3階 大会議室

上記日時にご都合が悪い場合、次の日程でも説明会は行います。

2月13日（火） 9時15分～11時30分、13時～16時（15時30分受付終了）

2月14日（水） 13時～16時（15時30分受付終了）

2月15日（木） 9時15分～11時30分、13時～16時（15時30分受付終了）

会場の混雑状況により、午前・午後の部ともに、案内を早めに終了する場合があります。

申告書に代えて「確定申告のお知らせ」が送付されます。

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を、役場申告会場等の相談会場にて書面で提出された方には、平成29年分の確定申告から申告書用紙は送付されません。申告書用紙に代えて、「確定申告のお知らせ」（はがき又は通知書）が送付されますので、各申告会場にお越しの際はご持参ください。

【お問い合わせ】揖斐川町税務課 TEL 22-2111

平成29年分申告相談会場・日程

一部、申告会場が変更となります。

例年、地区公民館などで行ってきまして申告相談は、より一層の個人情報の管理徹底を行う必要性から、一部、申告相談会場を変更します。会場変更によりご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

各地域における申告会場は、次のとおりです。

申告期間中は、会場が大変混雑します。地区別の日割にご協力いただき、時間に余裕をもってお越しください。

なお、所得税の青色申告・譲渡所得（土地・建物・株式を売った場合など）・贈与税・消費税に関する申告については、大垣税務署が開設する確定申告会場（大垣市民会館）でお願いします。

■揖斐川地域

月	日	曜日	時 間	【地区】 会場
2	16	金	9時～16時	【北方】 揖斐川町役場
	19	月	9時～16時	【大和(上南方)】 揖斐川町役場
	20	火	9時～16時	【大和(若松・房島・極楽寺)】 揖斐川町役場
	21	水	9時～16時	【胄永】 揖斐川町役場
	22	木	9時～16時	【清水】 揖斐川町役場
	23	金	9時～16時	【小島(北・西)】 揖斐川町役場
	26	月	9時～16時	【小島(東・南)】 揖斐川町役場
	27	火	9時～16時	【揖斐】 揖斐川町役場
3	1	木	9時～16時	【揖斐川地域全域】 揖斐川町役場 ※土・日を除く。
	15	木		

※平成29年分の申告相談から、会場を揖斐川町役場のみとします。

■谷汲地域

月	日	曜日	時 間	【地区】 会場
2	16	金	9時～15時	【神原・木曾屋・有鳥】 木曾屋地区活性化支援センター
	19	月	9時～15時	【高科・岐礼・沖野】 岐礼多目的集会場
	20	火	9時～15時	【府内・上長瀬】 東部文化会館
	21	水	9時～15時	【下長瀬・赤石・山田】 下長瀬活性化支援センター
	22	木	9時～16時	【深坂】 谷汲振興事務所
	23	金	9時～16時	【大洞】 谷汲振興事務所
	26	月	9時～16時	【名礼】 谷汲振興事務所
2/3	28	水	9時～16時	【谷汲地域全域】 谷汲振興事務所 ※土・日を除く。
	15	木		

※平成29年分の申告相談から、一部会場の開設時間を変更(短縮)します。

■春日地域

月	日	曜日	時 間	【地区】 会場
2	16	金	9時～16時	【春日地域全域】 春日振興事務所
	19	月	9時～16時	【春日地域全域】 春日振興事務所
	20	火	9時～16時	【春日地域全域】 春日振興事務所
	21	水	9時～16時	【春日地域全域】 春日振興事務所
	22	木	9時～16時	【滝・檜・上ヶ流】 下ヶ流ふれあい館
	23	金	9時～16時	【下ヶ流】 下ヶ流ふれあい館
	26	月	9時～16時	【香六・古屋】 春日公民館
	27	火	9時～16時	【小宮神】 春日公民館
3	1	木	9時～16時	【美束】 春日高齢者コミュニティセンター
	2	金		
	5	月		
15	木			

※平成29年分の申告相談から、会場を、春日振興事務所を含む4か所に集約します。

■久瀬地域

月	日	曜日	時 間	【地区】 会場
2/3	16	金	9時～16時	【久瀬地域全域】 久瀬振興事務所 ※土・日を除く。
	15	木		

■藤橋地域

月	日	曜日	時 間	【地区】 会場
2/3	16	金	9時～16時	【藤橋地域全域】 藤橋振興事務所 ※土・日を除く。
	15	木		

■坂内地域

月	日	曜日	時 間	【地区】 会場
2/3	16	金	9時～16時	【坂内地域全域】 坂内振興事務所 ※土・日を除く。
	15	木		

※平成29年分の申告相談から、会場を坂内振興事務所のみとします。

揖斐川町職員の給与を公表します

人件費とは・・・

人件費とは、職員の給与・手当そのほか、町長・議員などの特別職の給料・報酬、各種委員報酬など、またこれらに伴う各組合への負担金などのことをいいます。
平成28年度の決算では次のようになります。

■平成28年度人件費の状況 (単位：千円)

歳出総額(A)	人件費(B)	人件費以外
14,922,047	1,615,417	13,306,630

・人件費率 (B/A) 10.8%

給与とは・・・

職員が勤労を提供し、その対価として得るものが「給与」です。給与は、経験年数や学歴、勤務成績などにより決定される「給料」とこれを補完する「各種手当」とに分けられます。各種手当とは扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当、時間外勤務手当などのことです。

■職員給与の予算の状況

平成29年4月1日現在(単位：千円)

職員数(A)	給料	職員手当	期末勤勉手当
282人	990,038	150,373	377,960
給与費計(B)		一人当たり給与費(B/A)	
1,518,371		5,384	

※職員手当には退職手当は含まれていません。

職員の平均給与額は・・・

平成29年4月1日現在

区分	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	354,039円	45.92歳
技能労務職	252,671円	56.40歳

初任給は・・・

初任給は、新規学卒者のように前職がない場合には下記の表のとおり決定されます。

■初任給の状況(一般行政職) 平成29年4月1日現在

区分	決定初任給
大学卒	178,200円
短大卒	158,800円
高校卒	146,100円

級別職員数の状況

平成29年4月1日現在

区分	級別							合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
標準的職務内	主事	主任	係長・主査	課長補佐	課長・主幹	次長	部長	
職員数(人)	43	15	103	34	30	14	9	248
構成比(%)	17.3	6.0	41.5	13.7	12.1	5.6	3.6	100.0

(注) 揖斐川町職員の給与に関する条例の給料表区分に基づく再任用職員、技能労務職、医療職を除く職員数です。

特別職の報酬等の状況

平成29年4月1日現在

区分		給与月額	期末手当	
給料	町長	750,000円	6月期	2.075月分
	副町長	600,000円	12月期	2.325月分
			計	4.40月分

区分		給与月額	期末手当	
報酬	議長	300,000円	6月期	2.075月分
	副議長	260,000円	12月期	2.325月分
	議員	250,000円	計	4.40月分

職員手当の状況

平成29年4月1日現在

区分	期末	勤勉	
期末・勤勉手当支給割合	6月期	1.225月分	
	12月期	1.375月分	
職務上の段階などに応じた加算措置・・・有			
退職手当(支給率)	退職事由	自己都合	定年・応募認定
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～30%加算)		

扶養手当	配偶者は月額10,000円 子は月額8,000円 その他の扶養親族は1人につき月額6,500円 16歳から22歳の子には月額5,000円加算
住居手当	月額12,000円を超える家賃の額に応じ、最高で27,000円まで
通勤手当	①交通機関等利用者 運賃相当額に応じ最高55,000円まで ②自動車等使用者 片道2km以上の職員に対して、距離に応じ月額2,000円から31,600円まで

職員数の状況

各年4月1日現在

区分	職員数		増減
	平成28年度	平成29年度	
一般行政部門	249人	240人	▲9
教育部門	36人	35人	▲1
公営企業等部門	7人	7人	±0
合計	292人	282人	▲10

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

① **緑ヶ丘住宅 2戸**

- ・住所 揖斐川町和田386
- ・建設年度 昭和60年度
- ・中層耐火構造3階建 3DK
- ・駐車場 1台
- ・家賃 16,200円
- ・その他 浴槽、風呂がまは入居者の持ち込み

② **島住宅 4戸**

- ・住所 揖斐川町島142
- ・建設年度 平成10年度
- ・中層耐火構造3階建 3DK
- ・駐車場 2台
- ・家賃 23,100円

③ **グリーンハイツ徳積住宅 2戸**

- ・住所 揖斐川町谷汲徳積1750
- ・建設年度 平成7年度
- ・木造2階建 戸建4DK
- ・駐車場 2台
- ・家賃 31,500円

■入居条件

- ・現在同居、または同居しようとする親族（婚約者含む）があること。
- ・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。
- ・家賃の他に共益費（上下水の使用料、共用部分の電気料など）、敷金が必要。所得条件あり。

■募集期間

2月1日（木）～2月15日（木）
※土日祝日を除く

■入居予定日

平成30年3月下旬を予定

④ さつき（北方）住宅および、長瀬住宅・春日・久瀬・藤橋・坂内地域内の各町営住宅は、随時募集をしています。

※詳しくは、窓口にてご相談ください。

【お問い合わせ】

揖斐川町役場建設課
TEL 22・2111（内線316）

揖斐川町物品等入札参加資格審査申請（指名願いの受付）について

平成30・31年度に、揖斐川町が発注する物品の買入・製造・業務委託契約に係る入札や見積りに参加を希望される方の受付を行います。

■受付期間

・郵送受付 ※消印有効
2月1日（木）～13日（火）
・窓口受付
2月13日（火）～26日（月）

■受付時間 8時30分～17時15分

詳しくは、揖斐川町役場財政課までおたずねください。揖斐川町のホームページでもご確認いただけます。

なお、建設工事、測量・建設コンサルタント業務につきましては、岐阜県建設研究センターへ申請してください。

【お問い合わせ】 揖斐川町役場 財政課
TEL 22・2111（内線133）

平成30年度留守家庭児童教室の入室申請について

平成30年度4月から留守家庭児童教室への入室を希望される方の受付を行います。

■対象児童

町内在住の小学校1年生～6年生の児童の内、保護者の就労などの事

情で、昼間に児童の面倒を見ることが出来ない家庭の児童

※「保護者の就労などの事情」とは左記要件を全て満たしていることが必要です。

①放課後から概ね17時まで就労等していること

②月に15日以上就労等していること

③就労等の状態が3か月以上継続すること

■開室時間
・平日 授業終了後～18時
・学校の振替日 8時～18時

■利用料金
・利用料（月額）4500円
・保険料（年額）1800円
・別途「おやつ代」として月額300円が必要

■申請及び提出方法

①新規入室希望者：役場子育て支援課窓口で申請書類を入手いただき必要事項を記入の上、役場子育て支援課窓口へ提出

②継続入室希望者（既入室者）：各留守家庭児童教室で申請書類を入手いただき必要事項を記入の上、各留守家庭児童教室指導員へ提出

■申請期間
2月1日（木）～2月23日（金）

詳しくは、申請書類で確認してください。

【お問い合わせ】
揖斐川町役場子育て支援課
TEL 22・2111（内線241）

揖斐広域斎場からのお知らせ

揖斐広域斎場では、平成30年度からの喫茶の営業を希望する入居者から下記のとおり募集します。

利用条件など詳しくはお問い合わせください。なお、希望者が複数あつ

た場合は、入札により決定します。

■募集期間 2月5日（月）～2月19日（月）15時

■営業設置期間
4月1日（日）～平成31年3月31日
1年自動更新契約

■喫茶概要
カウンター 5席

給排水および電気が使用可能

■自動販売機数 2台

■応募要件
揖斐郡内に居住または事業所がある方

【お問い合わせ】
揖斐広域連合 総務課
TEL 23・0188

防災士の皆さまへ

大規模な災害が発生した場合、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の人々のコミュニティ連帯意識に基づく自主的な防災活動が不可欠なため、防災士相互、住民相互の連帯感を深め、地域防災リーダーとして町内の防災士の方にご協力いただき、揖斐川町防災士連絡協議会設立を平成30年度から計画しています。

つきましては、町内にお住まいで防災士の資格をお持ちでご協力いただける方は、総務課までご連絡ください。
※「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた方です。

問合せ先 総務課 電話 22-2111

今月の
長寿さん



この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いと褒賞金が贈られました。
(平成29年9月分)



い だに きよし
井谷 清 さん
(三輪)
12月7日(木) 95歳



なる せ さかお
成瀬 さかお さん
(上南方)
12月11日(月) 95歳



こ であら
小寺 てるを さん
(白樫)
12月15(金) 95歳

皆さん、これからもお元気で長生きをしてください。



は ば よしひろ
馬場 喜裕 さん
(上野)
12月24(日) 95歳

【養老鉄道からのお知らせ】

養老鉄道は、平成30年1月1日より公有民営化され、新しい事業形態として再スタートをきりました。
※詳しくは養老線ポータルサイトのホームページをご覧ください。



乗客線の新たな出発式

▲1月6日に出発式が行われました

【いびがわチャンネルからのお知らせ】

いびがわチャンネルでは、町の出来事をお知らせする、トピックス番組の最初と最後の背景写真を募集します。

■題材

季節感のある町内の風景など。
※肖像権、著作権侵害の恐れのあるものなどは、取り扱いません。

■素材

デジタルカメラのデータもしくはカラープリンターでも可。
横位置で、縦横比16対9。
(トリミングが必要な場合はプリントに指示してください。)

■応募資格

揖斐川町在住の方

■応募方法

デジタルデータもしくはカラープリントに撮影日、場所、氏名、住所、連絡先を添えて放送通信センターへ持参していただくか、次のアドレスまで送信してください。
joho@town.ibigawa.lg.jp

メールサーバーの容量制限上、2MB以上は受信できません。

■その他

撮影後数年経過したものは、ご遠慮ください。
応募された写真はお返しできません。
応募多数の場合は、採用されない場合もあります。

【お問い合わせ】

揖斐川町放送通信センター
Tel 21・3171

【シルバー人材センターからのお知らせ】

平成30年度会員登録

登録会を次の日程で開催します。ぜひご来場ください。なお、入会される方は当日年会費(2000円)が必要となります。また、現在会員の方も更新手続きが必要ですので、ご来場ください。どの会場でも参加できます。

■登録会の内容

- ① シルバー人材センター事業及び入会説明会
 - ② 安全就業のために(研修)
 - ③ 登録項目の確認(面談)
- 予定時間 2時間30分程度

【お問い合わせ】

揖斐川町シルバー人材センター
Tel 23・0907

日 時	対象地区	場 所
2/20(火) 9時30分	揖斐、辰永	福祉総合支援センター 2階 第1会議室
2/21(水) 9時30分	北方	
2/22(木) 9時30分	小島	
2/23(金) 9時30分	大和、清水	春日振興事務所 会議室
2/26(月) 9時30分	中央、美東	
13時30分	六合	谷汲文化会館
2/27(火) 9時30分	長瀬、岐礼、高料	
13時30分	名礼、深坂、横蔵、徳積、大洞	久瀬公民館2階
2/28(水) 10時	久瀬地区	
13時30分	藤橋地区	坂内振興事務所 2階
3/2(金) 10時	藤橋地区	
13時30分	坂内地区	福祉総合支援センター 2階 第1会議室
3/5(月) 10時	全地区	
13時30分		
3/10(土) 9時30分		